

## 新年のごあいさつ



一般社団法人  
高崎法人会  
会長 横田 貞一

あけましておめでとうございませう。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻は、長期化してきており、未曾有の災禍となりました。

力による露骨な現状変更が行われ、国際社会が維持してきた平和的な秩序が誰の目にも明らかに蹂躪され、揺らぎ始めております。

北方領土問題でロシアと、尖閣諸島をめぐるでは中国と対立し、北朝鮮のミサイル発射という威嚇にさらされる日本にも大きな衝撃を与えました。ロシア、中国、

北朝鮮と近接する日本の「地政学上のリスク」も認識され中国の侵略的野望がより露となりました。

ウィズ・コロナの社会において、コロナ感染拡大は高止まりとなっており、終息する気配がみえませう。

為替変動、先行きの経済への不安もあり、停滞した我が国の経済はおおきな混乱期に入っております。特に、最近、国際社会の中で

国家安全保障を確保する力ギとして、経済上の手段を用いる動きが先鋭化しており、経済安全保障上、先端技術の流失防止策、レア

アースなど戦略物資の供給網の強靱化を果たしていくことが我が国の喫緊の課題として浮かび上がってきている。

一方、混乱の中でロシアに対しての制裁執行など様々な規制強化による経済活動は、取引の連鎖の末端

に繋がる地域経済を底支えしてきた周辺中小企業の崩壊を招くことになるなど思わぬ余波となり大きな打撃を受ける懸念がある。

この様に社会情勢が刻々と変化する中で、原油価格の高騰もあり、高止まりしている資材の調達コストと納期遅延等々偏りのある連鎖のリスクに、統廃合、再

配置の動きも加速し、見直し等々もある中、地域の零細企業、中小企業は、大きな痛手となり、合理化を進めるにしても、業務のデジ

タル化の遅れもあり、人手不足等々も加速し、人的資源に乏しい事もあり、対応に苦しんでいる。

法人会活動においては、今年度10月に開催される第39回法人会群馬大会を機

に、会員増強並びに福利厚生事業の充実を図って来ております。組織の総力を挙げ、準備を整え、お出迎えをする事となります。

特に次世代を担う青年部会では、昨年度も研鑽を積み、税理士会青年部との研修制度の充実を図り、更なる事業の見直し、組織充実

を図り、活性化に寄与をしていただいております。

また、女性部会の税に関する絵はがきコンクールでは、表彰式は多数のご参加を得て、賑やかなうちに終了することが出来ました。今年度も更なる応募数の増加をと工夫を凝らし、継続して行うこととしております。

広域にまたがる地区会活動も、各地区会の特徴ある事業が順調に進捗され、会員の参画を得て地域に根ざした事業活動として定着してきております。

また、昨年の公開講演会も、盛況のうちに開催され、多くの市民の皆様のご来場をいただきました。今後も公益事業の充実を図るとともに、会員企業の親睦・交流を図る企画を積極的に進めてまいりたいと考えております。

会員諸兄とともに、さまざまな活動を通じて、税に対する理解を深め、税の使われ方、税の在り方等々「税を考える」一助と事となればと思います。

高崎法人会では、『税制

## 税務カレンダー

なお、期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などで必ず確認をしてください。

### 1月

#### ●本年最初の給与支払日の前日

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

#### ●1月10日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

#### ●1月31日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付  
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 給与支払報告書の提出  
(1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者  
(2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

#### ●1月中において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

### 2月

#### ●2月1日から3月15日まで

- 前年分贈与税の申告
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 2月16日から3月15日まで  
前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月15日まで
- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

#### ●2月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

※税理士記念日…2月23日

### 3月

#### ●3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

#### ●3月15日

- 前年分贈与税の申告  
申告期間…2月1日から3月15日まで
- 前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月15日まで
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限…5月31日
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
- 国外財産調書・財産債務調書の提出（令和4年分。令和5年分以降は6月30日）

#### ●3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 税務カレンダー                         | 1  |
| 新年のごあいさつ                        | 2  |
| 秋の表彰等受賞者紹介                      | 4  |
| 税制改正に関する提言活動                    | 5  |
| 税を考える週間関連事業                     | 6  |
| 税に関する高校生の作文                     | 7  |
| 中学生の税についての作文                    | 8  |
| 経営のヒント                          |    |
| 激動の時代を生き抜く「中小企業の収益改善」           | 9  |
| ウィズコロナ時代だからこそ「商人生業鑑」を玩味したい      | 11 |
| 健康情報                            |    |
| 正しい「腸活」を習慣づけて、悔いのない毎日を          | 12 |
| 最近の話題から                         |    |
| 新型コロナにラマ、アルパカ、サメ活用動物由来の抗体に高まる期待 | 13 |
| 相続法の改正における税務上の注意点               | 14 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 部会だより                  | 15 |
| 地区会だより                 | 16 |
| 会員企業紹介                 | 17 |
| 税理士会コーナー               |    |
| 税理士会の広報等について【税理士 磯部 聡】 | 19 |
| 経営寸話【税理士 久保有加】         | 20 |
| 税務署コーナー                |    |
| インボイス制度が始まります          | 21 |
| 令和4年分の確定申告は自宅からスマホで申告  | 23 |
| 群馬県からのお知らせ             | 24 |
| 新会員・部会員紹介・いちごプロジェクト    | 25 |
| お知らせ・表紙説明              | 26 |









## 11/11 11/17 「税を考える週間」関連事業

令和4年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、公開講演会を実施しました。

### 税を考える週間PR運動 ポケットティッシュ配布

11月11日（金）高崎駅にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、高崎行政県税事務所の4者合同で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

昨年度に続き、今年度も新型コロナウイルス感染症予防として手渡しでの配布ではなく、箱の中から自由にとっていたく形で配布



とし、参加者もマスク、フェイスシールド、手袋を着用し実施されました。  
高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役員が午後5時より配布を開始し、通勤・通学・買い物途中等の方々に挨拶とPRの声掛けをしました。  
また、国税庁から「イータ君」と「きちようくん」、高崎市から「タカボン」、総務省から「マイナちゃん」も参加していただきました。



### 杉本昌隆氏 公開講演会開催

11月17日（木）高崎市総合福祉センターにて、将棋棋士の杉本昌隆氏をお招きし、「師匠が語る。藤井聡太という才能」と題した公開講演会を開催しました。  
新型コロナウイルスの対策として、席数を半数に限定しての公開でしたが、当日は、会員の方をはじめ一般の方も約80名の方々が聴講に訪れました。  
杉本氏は10歳で奨励会に入会した藤井聡太五冠の師匠で、50歳での昇級を果た



したことから「中年の星」と呼ばれています。  
また高崎市出身の三浦弘行九段と親しく、高崎にも10回ほど来たことがあり、「高崎は第三の故郷」と述べました。

講演の中では、弟子である藤井五冠について「タイトルなどにこだわらず、どこまで強くなれるかを考えている青年」と紹介し、良い手がわかっていても一手を熟考するタイプと評し、自分も同じタイプだったので「早く打ちなさい」とは言わなかった、言わなくて本当に良かった。才能に手を加えてはいけないと思うと述べました。

## 税制改正に関する提言活動

※全国各地域の法人会で、税制改正に関する提言活動を行いました。



### 令和5年度 税制改正に関する提言



高崎  
左から川鍋税制委員長、富岡高崎市長、川崎副会長、高橋副会長



高崎  
左から川鍋税制委員長、根岸高崎市議会議長、川崎副会長、高橋副会長



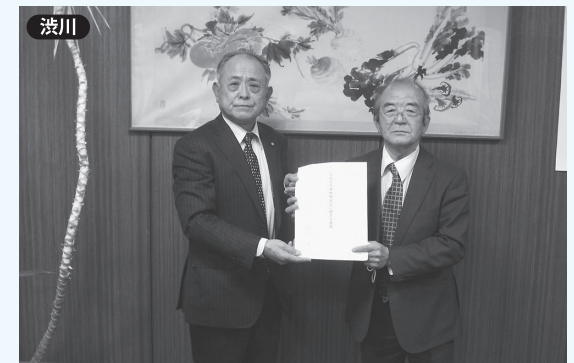
安中  
左から氷見副会長、岩井安中市長、畑松井田地区会長



安中  
左から氷見副会長、吉岡安中市議会議長、畑松井田地区会長



渋川  
左から高木渋川市長、登坂渋川副地区会長



渋川  
左から望月渋川市議会議長、登坂渋川副地区会長

#### 要望一覧（高崎税務署管内）

|                          |                            |                          |                            |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 衆議院議員<br>高崎市長<br>高崎市議会議長 | 福田達夫 氏<br>富岡賢治 氏<br>根岸赴夫 氏 | 衆議院議員<br>安中市長<br>安中市議会議長 | 小渕優子 氏<br>岩井 均 氏<br>吉岡完司 氏 | 衆議院議員<br>渋川市長<br>渋川市議会議長 | 福重隆浩 氏<br>高木 勉 氏<br>望月昭治 氏 |
|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|

「令和5年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。  
※詳しい令和5年度の提言につきましては、法人だより186号または、高崎法人会ホームページに掲載してございます。  
会員一社一社の力が集まり、このような活動が行えます。今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。

「生きる」を創る。  
**Aflac**

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。  
あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉  
**アフラック**

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11  
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



群馬県租税教育推進協議会会長賞

税によって支えられた生活

高崎商科大学附属高等学校

青木詩乃さん

「日本国民は、三つの義務があります。教育、勤労、そして、納税です。」私は小学生の時に納税が義務だということを知った。当時の私は、一番身近な消費税しか知らなかった。しかし、その直後、私は納税の意義と大切さを身をもって感じた。

私が小学六年生の時、母が骨肉腫という病気を患った。骨肉腫は百万人に一、二人という確率で発症する、希少な病だ。母はすぐ入院することになり、放射線治療、抗がん剤の投与など、様々な方法で治療していた。そんな中、父が封

も感動した。

二ユースでは度々、税に関する様々な話題が取り上げられる。その中でも増税に関しての二ユースが出る時、私たちは「嫌だ」「買いためしておかない」と、口を揃える。しかし、冷静に増税に至った経緯を想像してみてもいい。長い間、私たちが悩まされる新型コロナ感染症も、無料でPCR検査を受けることができたり、弁当を届けてもらうことができたり、新型コロナウイルス感染症一つとっても、税金でまかなわれているものがたくさん挙げられる。税金は、私たちの生活をさらによくするために使われているのだ。普段、私たちは税金を、いわば「悪」のように捉えているが、税金がなければ、私たちの生活はとてもしにくくなるだろう。いや、半ば行政に頼り切っている私たちは、生きていけないと言っても過言ではないのかもしれない。

もし、母の医療費が全額負担だったなら、私は、確実に今の私とは違う道を歩むことになっていただろう。私の生活は、税金によって救われたのだ。

成人したら、今よりもっと負担する税金が増えるだろう。その時は、きちんと納税をし、その先を担う子どもたちにも税金の大切さを教えたいと思う。自分の納めた税金が、巡り巡って誰かの助けになっているという母の教えを大切に、生活していきたいと思う。



上位入賞者一覧

(敬称略・順不同)

税に関する高校生の作文

【群馬県租税教育推進協議会会長賞】

税によって支えられた生活

高崎商科大学附属高等学校

青木詩乃

SDGsと税

新島学園高等学校

新島 樹生

【高崎税務署長賞】

日本の潤滑油

群馬県立渋川女子高等学校

大島 保乃加

広めていこう税の良さ

群馬県立安中総合学園高等学校

蒲原 知那津

税金で世界へ

高崎市立高崎経済大学附属高等学校

木暮 涼太

日常生活を実現するために

高崎健康福祉大学附属高等学校

中里 侔太

税が教えてくれたこと

高崎商科大学附属高等学校

「学び」を支える税

群馬県立渋川高等学校

丸山 佳大

中学生の税についての作文

【関東信越国税局長賞】

持続可能であるために

高崎市立大類中学校

鹿山 楠華

祖母の笑顔のために

高崎市立高松中学校

川原 日和

【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 銅賞】

介護を通じて学んだ税金

高崎市立高松中学校

永井 紗波

【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】

いつかはきつと私が

高崎市立高松中学校

朝倉 七葉

税を納めるということ

高崎市立大類中学校

鏡 希帆

幸せへの第一歩

榛東村立榛東中学校

金井 花奈乃

僕らの課題

渋川市立子持中学校

和田 来夢

【高崎税務署長賞】

僕の税に対してのイメージの変化

渋川市立子持中学校

高橋 快斗

受け継がれるバトン

新島学園中学校

野口 未来

【高崎税務署管内 租税教育推進協議会会長賞】

義務

渋川市立子持中学校

池澤 星夏

選べる税金「ふるさと納税」

高崎市立高松中学校

渡邊 頌仁

【群馬県高崎行政県税事務所長賞】

豊かな暮らしを支える税金

高崎市立高松中学校

若狭 花南

【群馬県渋川行政県税事務所長賞】

父と私と税金と

渋川市立古巻中学校

後藤 蓮滋

【高崎市教育委員会教育長賞】

繋げよう未来への切符

高崎市立大類中学校

永井 伶来

【安中市教育委員会教育長賞】

ありがとう、税金

安中市立安中第二中学校

松澤 咲姫菜

【渋川市教育委員会教育長賞】

けがをしても

渋川市立子持中学校

白石 ほか

【榛東村教育委員会教育長賞】

次の未来へ

榛東村立榛東中学校

古賀 想太

関東信越国税局長賞

祖母の笑顔のために

高崎市立高松中学校

川原日和さん

社会保障費―国の税金の歳出の中で、一番割合が多い税金だ。社会保障とは、医療、年金、介護、子育てなど、私たちが安心して生活していくためになくてはならない制度だ。誰しも生まれたときから亡くなるまでの様々な場面で、この制度に支えられている。母に話を聞くと、この社会保障制度のおかげで私の祖母は、八十歳になった今も、元気に毎日を送れているのだと話してくれた。

祖母は、認知症を患っている。私の両親は共働きのため、私の幼少期には祖母が保育園や学童の迎え、夕

飯の準備などを行い、私を大切に育ててくれた。祖母は、認知症ではあるが、住み慣れた自宅での生活を続けたいという思いから、長年一人暮らしをしていた。認知症の祖母が、安心して毎日を過ごせるよう、家族で相談し、高崎市が行っている介護保険サービスを利用したという。祖母が利用していたのは、訪問介護

サービス、あんしん見守りサービス、配食サービスの三つ。これらは、無料もしくは定額での利用だったという。無料で受けられたこれらのサービスは、税金の中の社会保障費でまかなわ

れているということを知った。そしてそれらは、多くの国民が納めてくれた税金だと理解できた。

サービスを利用する以前のことを思い返してみると、祖母と連絡が取れないときに母は、祖母のことが心配で、祖母の自宅まで様子を見に行くことが何度となくあった。しかしサービスを

利用してからは、ヘルパーさんや配食サービスの人が、身の回りの世話や食事の配達に行くことで、祖母の安否確認にもつながっていたと母はいう。そのため、日々の心配事が減り、とても助かったと母は話していた。私は母の話を聞き、税金は介護される人だけでなく、介護を担う家族にも安心を与えてくれるものであるということに、気づくことができた。

その祖母が今年、骨折をし、手術をした。一人で歩くことができなくなった祖母は、介護施設に入所となった。施設に入所してか



中小企業を取り巻く環境

は、目まぐるしく変化しています。7月1日の日本銀行の発表によると、景況感の悪化を訴えた製造業の全業種が、原材料高を理由にあげています。特にウクライナ情勢の緊迫化で資源価格が高騰し、急速な円安で輸入価格が押し上げられたことも相まって、企業の収益が悪化しています。

このような、コストの増加、値上げが相次ぎ収益回復が見通せない状況の中、今までの経営を根本から洗い直し、創業の気持ちに立ち返り、経営の原点から収



益改善をすることが、ぜひ

とも必要です。

売上高は現状のままで、利益が出る経営改善を行うのには、量の拡大による利益確保よりも、製品の高付加価値化やコストダウン努力による質的向上による利益確保が必要です。

例えば営業部門は顧客への対応を主にした製品クレームの未然防止、製品返品率の低減、売上債権の回収率アップ、営業行動の効率化をはじめとする「顧客サービスの向上」を図っていくことが必要です。

また、製造部門は「労働生産性の向上」、設備稼働率のアップ、材料歩留りの向上、不良率の減少などに取り組むことが重要です。

製品別に限界利益率をチェックする

利益を増やすためには、まずどの製品がいくらの利益をあげているかを知ることから始めます。

しかし、中小企業では多品種少量生産と人材不足のため、製品単位の原価分析

は、小集団活動の一環として全国的に行われているQCサークル活動があります。

QCサークル活動を展開することにより、身近な小さな問題点が数多く解決されて非常に盛り上がり

ます。それではQCサークル活動とはどんな活動なのか、一口に言えばつぎのようになります。

・同じ職場の人たちでつくったグループである。

・そのグループは、職場の問題を発見し、解決する活動を自主的継続的に進めている。

■同じ職場の人たち「職場の責任者とその部下のこと。」

■グループ「その職場の人たち全員を対象とした集団のこと。同じような仕事を

している人が、三人〜十人でグループを作るのが好ましい。

■職場の問題「グループのメンバー全員が関心をもつ身近な、グループで処置の

とれる職場内の問題のこと。グループの実力がつけば、職場外の問題も取り上げる。

■自主的「押しつけられてやるのではなく、自分たちから自主的に働きかけ、運営も話し合いの上で進め、自分たちの判断に基づいて行動すること。」

■継続的「職場の問題を次々に取りあげ、常になにかの活動を続けていること。」

図3に示しますようにトツ

とれる職場内の問題のこと。グループの実力がつけば、職場外の問題も取り上げる。

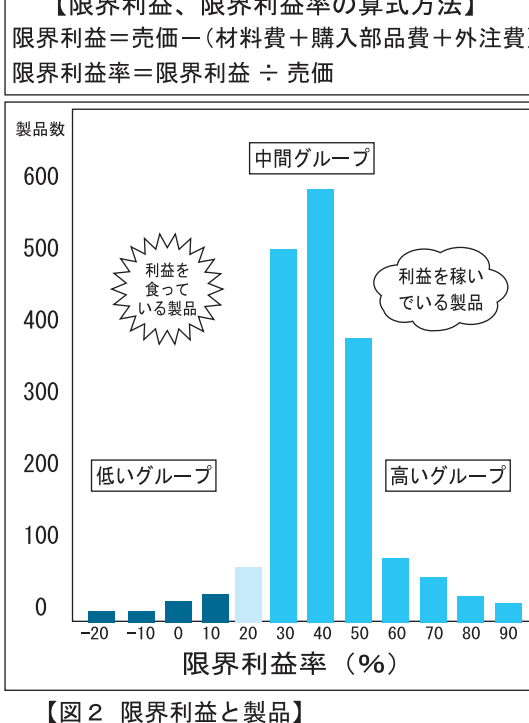
いる製品と利益を食っている製品を見分けることができます。

売価から材料費や購入部品費そして外注費などの外

部へ直接出ていく費用を引いたものが限界利益で、限界利益を売価で割ったものが限界利益率です。(左表)

限界利益率が高い製品ほど儲かります。業種や製品によつて異なりますが一般的には限界利益率が30%〜40%以上でないとい利益が出ないばかりか人件費がまかなえなくなります。

この限界利益を、製品別に計算してみると大きなバ



ラツキがあります。

たとえばA製品の限界利益率は65%もあり利益に十分貢献していますが、B製

品は20%しかないとか、また、C製品はマイナス5%で、販売単価よりも外部へ出ていく費用のほうが大きく、売れば売るといった状況が見えてきます。

いろいろな原因で限界利益率が大きくバラツキますが、全製品を限界利益率が高いグループ、中間グループ、低いグループに3分割して、それぞれのグループごとに収益向上の改善を図つ

ていくことが大事なこ

です。(図2)

トップダウンとボトムアップの2本立て

収益改善を図るための経営手法として、ミニカンパニー経営があります。

1)ミニカンパニー経営は、個々の現場が自主的に働き、経営全体の成果を押し上げていく経営の仕組みです。

2)「ミニカンパニー経営」のやり方

①ミニカンパニー計画  
社長方針に基づいた重点テーマを念頭に置き、それを達成すべく実行取組みテーマを決めます。

②実践  
活動結果がタイムリーに評価できるような日々の実績管理のもと、メンバーは常に問題点を認識し、日常の意見交換、進捗確認などを実施します。

③報告

毎月1回ミニカンパニーの経営結果を報告し、数値から読み取れる問題点を見抜き、次のステップへの取り組みができるようにします。一方、ボトムアップ活動

とれる職場内の問題のこと。グループの実力がつけば、職場外の問題も取り上げる。

■自主的「押しつけられてやるのではなく、自分たちから自主的に働きかけ、運営も話し合いの上で進め、自分たちの判断に基づいて行動すること。」

■継続的「職場の問題を次々に取りあげ、常になにかの活動を続けていること。」

図3に示しますようにトツ

優秀な「人材」を育てる

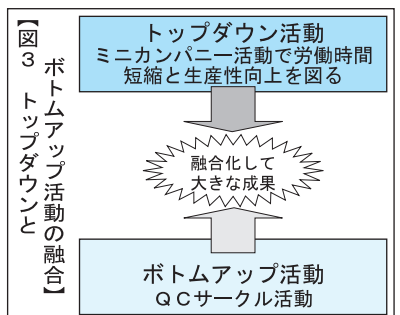
経営資源の「人・物・金・情報」の中で、もっとも大切なのが「人」です。

なぜなら「物・金・情報」を駆使するのが「人」だからです。どのような人が必要かと言いますと、「優れた固有技術や技能を持っ

ている人」と「現状を変革していく力を持った人」です。

たとえば、営業の人は業界や人脈、またお金の回収に関する知識や技術が必要です。さらに製造現場では旋盤で加工する技能、溶接する技能、組み立てる技能、図面を読む技術などが求め

ブダウン活動とボトムアップ活動が融合すると大きな成果が得られます。



【図3

ボトムアップ活動の融合】

られます。

このような固有技術や技能のレベルアップは必須であり、一度社員の固有技術や技能について棚卸しをしてみることをお勧めします。

実態を把握すれば何が欠けているのか、何を伸ばすべきなのかが見えてきます。次に現状を改善していく力を持った人が必要です。

いくら優れた固有技術や技能を持っている人がいても、現状維持だけでは会社は成長しません。それらの人が新たな技術や技能を生み出していくことが必要で

す。それが現状を変革していく力です。

最近では、コロナによる環境変化に伴う売上の伸び悩みが見られます。

このままの経営が続いていけば、多数の会社が遅かれ早かれ脱落していくと見受けられます。会社を存続させるためには、利益の確保が必要不可欠です。

収益確保の方法として挙げられるのは、「売上拡大」と「売価アップ」及び「原価低減」の3つです。

売上げを拡大していくのには、新規顧客の開拓やリピーター層の確保などあらゆる方法で攻めていかなければなかなか達成できません。まして売価アップは、

よほど他社との差別化がないと外部要因に押されて難しいものがあります。

でもあきらめることはありません。原価低減は内部努力でできます。原価が下がれば、利益を生み出すことが可能です。今こそ売上重視から利益重視に切り替えていきましよう。



ウィズコロナ時代だからこそ

経営コンサルタント 小柳定治

# 商人生業鑑を玩味したい

江戸時代中期の1757年（宝暦7年）に「商人生業鑑」が出版されている。商人心得が綴られたものだ。

長く続いているコロナ禍で傷んだ経営の再生に取り組んでいかねばならない今だからこそ、経営者にとって玩味して克己すべきことが多く記されている。

その一節に、「今時の商人は気短く、たまかに（地道に）年月を積みながら銀を儲くる心なし。小利に目をかけず、大儲けに目を配りて（目を奪われて）大欲なるより、却って大なる損をすること多し。愚かなることなり」とある。

当時としても、歳月をかけて稼ぐ思いもなく、小さな利益には目もくれず、やみくもに大きく稼ぐことに

目を奪われて、大きく損失する場合が多く、全く愚かなことであると叱責しているのだ。

宝暦時代は「商人の江戸時代」を象徴するような時代だったが、商いの基本を忘れ、欲が先行して取り組んだ結果、大損する者が続出し、「愚かなことだ」と一喝したのである。

その一節に続いて「金儲けほど仕悪き（難しい）ことはなく、損ほど仕易き（やさしい）ことはなし」として、商人にとって地道に商い、稼ぎを得ることは大変なことなのだ指摘した上で、商売の基本を忘れることなく、ギャンブルが如くに安易に一攫千金に取り組むことのないようにと論しているのだ。

本業に地道に努めていく

投入や教育などの投資も必要だろうし、販路や顧客も従来の商売とは異なってくるだけに、成功を手中に収めることは容易でないことは理解できるだろう。

本業の深掘りよりも、脇目を振ったり、目を奪われて「利益を手早く手にしたい」という「小利」の目を奪われる「利に聡い」向きは、前述が如くに「大なる損をすること多し」に陥るのである。

「利に聡い人」には3つの思考傾向がみられる。

1つは、自分の商才を過大に自負する向きが多く、地道に本業を深掘りしていくことを嫌い、安直に一攫千金の夢を抱き易い性癖がある。

2つには、他の繁盛している商売は自分が手を出しても失敗せずにうまくいくと過信している楽観的な考えの持ち主である。

3つには、人一倍金儲けに熱心で、儲かりそうな商売があると手を出さずにはられない指向の人である。

この3つが我が心の中にあるかないか、「利に聡い」傾向かどうかを自らに確かめたいものである。

江戸に限らず、いつの時代も新たな商売に着手し、成功して儲けている人はいののだが、人知れず、たゆまぬ努力と工夫を積み重ねて成功を手中にしていることを深く理解したい。

地道に商いの営みを積み重ね、本業を掘り下げていくことが大切なのである。

本業を掘り下げていくにあたっては、自社の本業に時代が求めている光を当てて、それに応えていける事業にしていけることが求められるのだ。

今日的に言えば、デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応であったり、SDGs（持続可能な開発目標・17の目標）への対応だったりする。

コロナで傷んだ経営にも活路はある。

利に聡くならず、積み上げられてきた本業の徹底した深掘りで道は拓ける。

## 正しい「腸活」を習慣づけて、悔いのない毎日を

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

近年よく使われる「腸内フローラの改善」も同じ意味と流行語にもなった「腸活」とは読んで字の如しで、「第2の脳」とも呼ばれる腸の活動や働きを良くすることです。食事や運動に配慮して、重要な臓器である腸の機能向上を目指すと同時に、ライフスタイルにも取り入れることを積極的に呼びかけ、腸活とは『腸内環境を改善すること』と定義されました。

ところが後発の「腸内フローラの改善」は、何ともしやれた感じはしますけれど、実は「腸内環境の改善」と全く同じ意味なのです。そこで分かりやすく「腸内フローラ」とは何なのか、の説明から入ることにします。

私たちの腸の中には多種多様の細菌がすみついていて、その数は実に1,000種、100兆個に及ぶと言われています。フローラとは英語でお花畑のこと

ですが、腸内細菌を顕微鏡で覗くと、まるでお花畑のように見えることから、腸内細菌は「腸内フローラ」と呼ばれるようになりました。

その無限大とも言える腸内細菌は3種類に大別されます。体に良い働きをする「善玉菌」、悪い働きをする「悪玉菌」、どちらにも属さない「日和見（ひよりみ菌）」です。そして種類の腸活とは、善玉菌を増やし、悪玉菌を減らし、日和見菌をなるべく多く味方につけること、とされています。

具体的に言うと、善玉菌はビタミンの合成、消化吸収、老化防止、健康維持に影響を及ぼす細菌で、代表的なのはビフィズス菌、乳酸菌です。次に悪玉菌は文字通り体に悪さをする細菌で、腸内で有害物質をつくり出すほか、便秘や下痢の原因にもなります。代表的なのはウェルシュ菌、ブドウ球菌です。そして日和見

菌は、健康な時はおとなしくしていますが、体が弱ったりすると仮面を脱いで悪さを始めます。代表的なのは大腸菌、連鎖球菌、バクテロイデス菌などです。

### まず食生活を見直し、適度な運動と十分な睡眠を

食事では何を食えば良いかの前に、必ず実行して欲しい、守って欲しい、大前提があります。それは毎日、1・5リットルほどの水を飲む習慣をつけること。そして、毎日決まった時間に3食きちんと食事をすることです。会社勤務の方は難しいかも知れませんが、出来る限り努力をしましょう。

次に、毎日食したいのは、優れた効能を持つ乳酸菌・ビフィズス菌たっぷりのヨーグルト、それに善玉菌の好むオリゴ糖の多い牛乳です。これが両横綱と言えます。

日本に古くから伝わる発酵食品も腸をきれいにする働きをします。納豆を筆頭に味噌、漬け物、鰯節、甘酒です。前述のヨーグルトのほかチーズ、キムチも、この仲間に入ります。食物繊維の多い野菜もお勧めです。ゴボウ、カボチャ、オクラ、セロリ、サ

ツマイモ、アスパラガス、トウモロコシなどです。食べ物ではワカメ、コンブ、寒天などの海藻類、シイタケ、シメジなどのきのこ類、バナナ、ミカン、グレープフルーツなどの果物類も、腸活食品の上位にランクされています。

腸を活発にするには運動も大切です。ただし、「スポーツは苦手」と尻込みする必要はありません。ほんの軽いジョギングで十分です。とにかく体を動かして体の外側から腸に刺激を与えることが、推奨される正しい腸活につながるのです。

動くことと同時に休むこと、そう睡眠も大事です。睡眠不足は体内のホルモンの分泌や自律神経の機能にも影響を及ぼしますので、ストレスに負けないようリラクセスすることを身につけて、熟睡を心掛けたいですね。入浴は心身を休めさせますが、寝酒は度を過ぎることがあるので控えましょう。

### 1日に1回は自分の便をチェックして、腸内環境を知らう

さて最後は、自分の腸内環境を知る上で最も基本的であるのに、あまりされて

いないチェック法のお勧めです。それは自分の便を、自分の目で確かめること。排便回数に個人差はありますが、1日に1回の日があれば必ずメモをし、不定期続きであっても平均回数を同様に頭に入れましょう。回数の結論は、1日から3日以内に一度、すっきりした便があれば正常と見なされます。

次は色ですが、推奨は黄褐色ですけれど茶色もまず問題ありません。黒っぽいのは便秘の人に多いのですが、痔持ちでないのに血が混じって赤いとか、薬を飲んでないのに白い場合は、早急な検査が必要と肝に銘じて下さい。

形は昔から見本とされているバナナ型が理想です。そして腸内がきれいであれば、便には臭いがほとんどありません。腸内が汚れていたら便もオナラも臭いが強くなる、と覚えましょう。現在は洋式トイレが普及して便のチェックが簡単になったので、出来れば1日に1回、それも毎朝、便器と自分の便を見るようにしたいですね。便器についていた赤い色は何かと病院で検査を受け、大腸がんと分かったケースは無数にあります。



## 新型コロナウイルスにラマ、アルパカ、サメ活用 動物由来の抗体に高まる期待

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

次々と変異株が登場し、収束の気配が全く見えない新型コロナウイルス禍は、治療薬やワクチンの開発が急ピッチで進められています。なかなか決定打が登場してきません。そんな中で、ラマやアルパカ、サメなど、動物の抗体を利用して感染や重症化を防ぐ、一見、意外な研究が世界中で進んでいます。

### 抗体はコロナ対策の重要な鍵

生物は病原体の侵入を防ぐ免疫という機構で体を守っていますが、重要なのが抗体というタンパク質です。新型コロナウイルスが、表面のスパイク状のタンパク質で人の細胞に結合し感染しようとするのに対し、抗体は即座にスパイクタンパク質を覆うように結合し感染を封じます。ワクチンや治療薬の多くもこの仕組みを利用しています。

スパイクタンパク質は、約1,100〜1,400個のアミノ酸からできています。けれど抗体は全てのアミノ酸の並び方を見て、結合すべき病原体だと判断しているわけではありません。数個〜数十個程度のアミノ酸の特徴的な並び方を「エピトープ（目印）」として利用し、その並び方を見つけると結合する仕組みです。

スパイクタンパク質には多数のエピトープがあり、1つの抗体は特定のエピトープとしか結合しません。新たなウイルス株が出て標的のエピトープが変異すると、既存のワクチンや治療薬は効かなくなりま

### ラマの仲間が持つナノ抗体

この問題の解決に向け期

待が高まっているのが、動物に由来する抗体です。まずベルギーの研究チームが1993年、ラクダ科の動物の抗体は他の動物の抗体に比べ分子量が10分の1程度で、大きさも数ナノメートルの微細な「ナノ抗体」だと分かったと発表しました。構造が単純で合成が容易なため、複数を組み合わせ、複数のエピトープを狙えるハイブリッド抗体の可能性も指摘されました。

新型コロナウイルスが世界中に拡大した2020年には、ベルギーと米国のチームがラクダの仲間、ラマのナノ抗体が新型コロナウイルス対策に有効と報告。ラマから採取したナノ抗体を人由来の抗体と組み合わせると、ハイブリッド抗体を作ると、新型コロナウイルスの細胞感染を抑止できたそうです。

### 実用化が近づくアルパカ抗体

一方、日本の北里大や花王などは同年、ラクダの仲間のアルパカが持つ特殊なナノ抗体の遺伝子配列を応用し、タンパク質工学を駆使して新型コロナウイルスのスパイクタンパク質と結合する人エナノ抗体を開発。抗体製剤として治療に使えるそう

で、23年ごろ前臨床試験、24年ごろの治験実施を目指すそうです。

また昨年7月、京都大などのチームは、アルパカから抽出した新型コロナウイルスに結合しやすい抗体2種を組み合わせて人工抗体カクテルを作ると、新型コロナウイルスの全変異株を中和でき、既存の治療薬より効き目が強いことが分かったと発表しました。効き目が強かったのは、アルパカの微小抗体はスパイクタンパク質の内部にまで入り込みエピトープを探せるためとみられます。チームは吸入薬として2年後の実用化を目指すとしています。

このほか、ナノ抗体はサメの仲間から見つかっており、米国のチームが昨年、当時の変異株も含め、新型コロナウイルスの感染抑制に有効なことが分かったと発表しました。こちらも抗体製剤への応用が期待されています。

動物を詳しく調べていくと、それぞれ人類の役に立つ優れた点があることが分かれます。それをうまく見つけて利用することで、新型コロナウイルス対策の決定打が早く登場するといひですね。

## 相続法の改正における 税務上の注意点

経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答

税理士 山本 孝道

**リサ** 最近、相続のことが気になっています。平成30年に相続のルールが改正されたと聞きましたが、どのように改正されたのでしょうか。

**サキ先生** 平成30年7月に民法で相続を規定している部分、いわゆる相続法が改正されました。これは昭和55年以降の大きな改正で、具体的には①自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能（平成31年1月13日施行）、②預貯金の払戻し制度の創設（令和元年7月1日施行）、③遺留分制度の見直し（令和元年7

月1日施行）、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能（令和元年7月1日施行）、⑤配偶者居住権の創設（令和2年4月1日施行）、⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能（令和2年7月10日施行）などの措置が行われました。

例えば、自筆証書遺言は、作成後の紛失や、相続人によって隠匿もしくは変造されるおそれがありましたし、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見され共同相続人間での紛争を生じさせる原因にもなり得ました。これらの問題を防止するために、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。

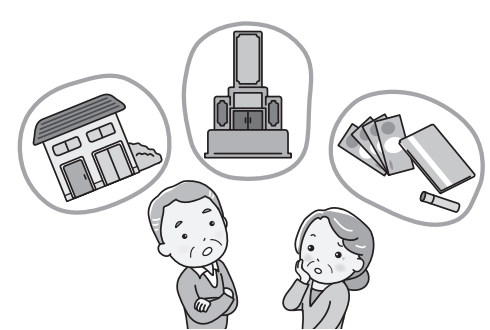
**リサ** 税務上、取り扱いが変わったことはありますか。

**サキ先生** 配偶者居住権を取得した配偶者とその配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意や放棄により消滅した場合、建物等所有者が、その消滅直前に、配偶者が有していた配偶者居住権の価額に相当する利益または土地を使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額が、配偶者から贈与によって取得したものとされます。

**リサ** 遺留分侵害額請求権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。

**サキ先生** 受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支

払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象になります。例えば、遺留分侵害額が3000万円であり、受遺者が相続した3000万円の土地を遺留分権利者に金銭に代えて分与した場合、受遺者は土地を3000万円で譲渡したことになり譲渡所得について課税になります。また、分与を受けた遺留分権利者はその土地を3000万円で取得したことになります。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る  
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

22-073001

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11  
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



## 優良法人特別部会

## 高崎税務署長講演会

優良法人特別部会（富沢好隆世話人代表）では、10月25日（火）、高崎税務署長の眞木治氏をお招きし、会員約40名が参加した税務署長講演会をホテルグランビュール高崎で開催しました。

講演会は「財政の現状と税務行政の課題」と題して行われ、平成期に拡大した高齢化に伴う社会保障費の増大や税収の低迷などの財政の現状、そこから導き出される財政の将来を回復させるために必要な事などを解説しました。

また、国税当局の役割や、税務行政の将来像、納税者サービスの向上などを説明し、適正・公平な税務行政を推進するために取り組んでいる事項を解説しました。



講演会の様子

## 女性部会

## 見学・研修会

コロナ対策が続く状況下、改めて地元群馬を知ろう！というテーマで十月十八日、ハッ場ダムとロックハート城へ向かいました。

ハッ場ダムでの水陸両用バスでは、自然と一体化したような得難い体験ができました。ロックハート城では、ヨーロッパ伝統料理などの体験で、イギリスから移築された本物のお城という観光資源を大切に育んでいる様子を感じることができました。



## 青年部会

## 全国青年の集い・沖縄大会

11月24日・25日と沖縄県沖縄市において行われた全国青年の集い・沖縄大会に部会員等4名にて参加しました。

初日の租税教育活動プレゼンテーションでは、それぞれの単位会の個性あふれる活動の様子が見られ、大変有意義なものとなりました。

二日目の大会式典では、前日の租税教育活動プレゼンテーションの結果発表が行われ、鹿児島法人会が最優秀賞に選ばれた他、会員増強運動の表彰も行われました。

記念講演では財政健全化をテーマとした講演会が行われ、盛況のうちに来年度の山形大会にバトンを渡し終了しました。



▲大会会場にて

## 本会

## 法人会全国大会

## 群馬大会に向けて千葉大会でPR

令和5年10月18日に高崎芸術劇場で開催が予定されている、「法人会全国大会・群馬大会」に向け、10月13日千葉県幕張メッセにて開催された「全国大会・千葉大会」にて県下9単位会で事前PRを行いました。

県連全体で58名、高崎法人会からは6名参加しました。



県連斉藤会長の挨拶や群馬県のPR動画、参加者による旗や横断幕などで大会

式典にてPRしたほか、懇親会終了後に退場者のお見送りをしながら来年の群馬大会への参加をお願いしました。

## 新町

## 新町ひなまつり

このひなまつりは、地域のにぎわいを創出するため15年前から実施しています。各商店や飲食店等の協力を得て、店内に飾っているものです。

ピンクのタペストリーを目印に、雛マップを片手にぜひ「おひなさま」巡りをしてみたいかがでしょうか。

きっと、新しい出会いや様々な交流が生まれることでしょう。

おひなさまを探しながら、新町の名物にも出会えるといいですね！

※新型コロナウイルス感染防止のため、毎年期間中の日曜日に実施している抽選会、バザー、演奏会はいりません。

## ■開催期間

令和5年2月4日（土）

～3月5日（日）

## ■開催場所

新町行在所をメイン会場



に、町内のあちらこちら、約50店舗の事業所等で展示されています。詳しくは、雛めぐりマップをご覧ください。

尚、お出かけの際は公共交通機関（JR高崎線・市内循環バス「ぐるりん」）をご利用ください。

## ■注意事項

新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスの確保をお願いいたします。



## HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

### 箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

### 有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

さあ、保険の原点へ。  
**T&D 保険グループ**

## 企業のために、 経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という  
創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」を  
お届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

おかげさまで120周年

**DJIDO 大同生命保険株式会社**

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260

**120**  
ANNIVERSARY  
大同生命



赤城

会員企業紹介

敷島産業株式会社



代表取締役  
田子 英介

一、所在地

渋川市赤城町津久田二七〇一八  
TEL 〇二七九一五六二〇五五

二、事業概要・会社PR

渋川市赤城町でコンクリート圧送工事業者として、昭和53年に会社を設立し、今期で創業45周年を迎えます。その後、カット工事、ダイヤモンドドリリング工事と工事部門の事業拡大を行い、ま



介護施設外観

三、経営理念

地域貢献の一環と捉え、介護事業を通じ雇用を創出すること、働いていただく社員にとって働きやすい職場づくり、ご入居いただく方、施設を利用していただく方に寄り添った、事業の展開を目指し運営を行っています。



社屋外観

榛名

会員企業紹介

有限会社 上野建興



代表取締役  
上野 勤

一、所在地

高崎市上室田町一六一四  
TEL 〇二七三三七四一四二六

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和54年8月に創業した総合建設業である。現社長は2代目である。当社は土木工事や舗装工事が主力事業であり、これまでの請負工事



三、経営理念

「顧客の立場に立った、安心できる仕事」  
多くの人が関わる大規模工事が安心して安全に行えることは当たり前のことです。その当たり前と私たちは日々真摯に向き合い丁寧で誠実な施工をご提供しております。そして、私たちの工事を通じて皆様のより良い未来に貢献したいと考えます。



榛東

会員企業紹介

有限会社 羽鳥製材所



代表取締役  
羽鳥 静男

一、所在地

北群馬郡榛東村山子田二四三九一  
TEL 〇二七九一五四一五一四二

二、事業概要・会社PR

北群馬郡榛東村で製材業として昭和20年に創業。約35年前から住宅建築へ転換。丈夫で長く住まうことのできる家「資産住宅」を提唱、今では



ZET住宅施工例

三、経営理念

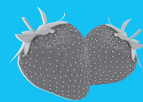
創業から77年。生活に欠かせない衣食住の一端を担い、お客様の暮らし、生活に数十年にわたって関わっていただける仕事を誇りに思い、これまでも、これからもお客様を笑顔にする企業でありたい。



内部仕上施工例

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

—無理なく無駄なく快適に—

みんなで出来る冬の節電対策

ウォームシェアで心も体も暖かく！

「ウォームシェア」とは、みんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい部屋で家族や友人と食事や会話を楽しむときは、感染症拡大防止策のため、こまめに窓を開けて部屋の換気を行うようにしましょう。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や公園にでかけてリフレッシュしたり、体を動かせば健康づくりにも役立ちます。外出先でも、ソーシャルディスタンスの確保を忘れずに。



お役に立ちます！冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも就寝時に布団やベッドに入れておけば朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すればさらに省エネ＆エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



幸せと  
安心の  
未来を

**IDA LIFE**

あなたと共に創る。

**Aflac**  
アフラックサービスショップ

保険のことなら  
なんでも気軽にご相談ください！  
オンライン相談も承っております！

**本店 高崎飯塚店**  
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2  
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

**前橋支店 前橋駒形店**  
〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1  
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あふらっく い〜な  
**0120-0269-17**  
【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉  
株式会社 井田ライフ保険  
<https://idalife.co.jp>

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る！

**Business Guard**

AIG損害保険株式会社群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

22-073001



## 税理士会

## 税理士会の広報等について

関東信越税理士会 高崎支部  
副支部長・広報部長 磯部 聡

税理士会の広報部では大きく分けて、会報の発行と対外広報活動という2つの事業活動を行っています。会報の発行は、会務、業界の動向及び税理士業務に関連した諸問題について、税理士制度の維持発展及び税理士の社会的地位の向上を図ることを目的に、会報誌を発行しています。

対外広報活動は、税理士、税理士制度、税理士の業務及び租税教育等を広く周知してもらうために、新聞・テレビ・ラジオ・ホームページ等の媒体を利用して対外広報活動を行っています。例年、「税理士記念日」「税を考える週間」「確定申告期」などの行事内容についても広報活動を行っています。令和4年度、高崎支部広報部の事業計画は、以下のとおりとなっています。

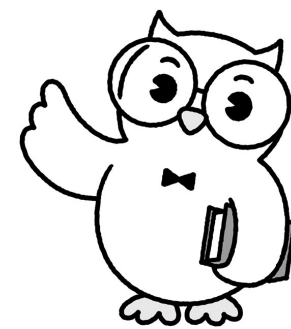
1. 地元地域のマスメディア及び地方自治体の広報誌等を活用するとともに、税務協力団体の会報誌等に寄稿し、税理士のPRに努める。
2. 各市町村役場で開催している無料相談所の周知方法を検討し、広報活動を行う。
3. 確定申告期の広報については、税務支援対策部と協議し緊密な連携のもと、効果的かつ実効性のある広報に努める。また、会場型支部独自事業について広報活動を行う。
4. 情報システム部と協調し、支部ホームページの活用拡大について検討する。
5. 綱紀監察部と協調し、

非税理士の税理士行為について注意喚起を図る。

6. 若年層に対する税理士業務の魅力の周知を図るために、諸施策の充実を務める。

今年も「税を考える週間」の初日の11月11日には、街頭広報を法人会と主催、高崎税務署・県税事務所が共催となつて、高崎駅でティッシュ配りを行いました。また、日本税理士会連合会の主催の事業ですが、

来年「税理士による租税講座」を高崎経済大学で開設する予定です。税法や会計の講義を通じて学生が税理士や税理士制度に関心をもってもらい、将来の税理士を目指す学生の増加につながればと思っております。



©税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」

最後に広報用品の紹介です。税理士会では、税理士制度のPRのための広報用品を取り揃えております。「全国統一ボスター」「やさしい税金教室」「こんなときこんな税金」私の税金ナビ」「What's税理士」などです。また、日本税理士会連合会の公式キャラクター「にちぜいくん」を紹介いたします。大きなメガネがトレードマークのフクロウです。ちなみに「にちぜいくん」が話すときは語尾に「ホー」が付きます。

今後税理士会の広報活動に対してご理解とご協力をいただけると幸いです。

## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。

関東信越税理士会高崎支部

## シリーズ 経営 寸 話

## 親や自分の財産を凍結させないために

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 久保 有加



## はじめに

2021年の日本人の平均寿命は、男性が81・47歳、女性が87・57歳。医療技術の進歩や健康意識の向上により、統計開始以来延び続けており、今や世界一の長寿大国となりました。それに伴い、認知症患者数も増加しており、2025年には約700万人（高齢者の約5人に1人）が認知症になると予測されています。数年前に「終活」が話題になったこともあり、自分の亡き後の意思表示としてエンディングノートや遺言を作成される方は珍しくありませんが、亡くなる前の期間の事前対策をされる方は少ないのが現状です。

## 事前対策の必要性

長寿大国である日本ですが、自立した日常生活を送ることができる期間を表す「健康寿命」としては、男性72・68歳、女性75・38歳（令和元年値）というデータがあります。この健康寿命と平均寿命の差である約10年間、病気や認知機能の低下によって自立した生活が困難になる可能性が誰にでもあるのです。

では、何も対策をしないまま判断能力が低下してしまつた場合、どのような問題が出てくるのでしょうか。

- (1) 銀行口座の凍結
- (2) 不動産の売却処分等の制限
- (3) 遺産分割協議ができない（自分が相続人となった場合）
- (4) 自社株の議決権の行使（重要な方針決定や後継者の選別など）ができない
- (5) 生前贈与などの相続対策ができない e t c.

このように、本人が生きている間の財産の管理・処分は、本人しかできないのが原則となっています。

## 財産が凍結してしまつたら

もし、前述のように財産が凍結してしまつた場合には、裁判所にて「成年後見人」を選任する手続きをとり、本人が死亡するまでの間、後見人に財産管理をしてもらうしかありません。

この制度は、裁判所が選任すること、さらにはその代理行為の権限が基本的に法律で定められていることから「法定後見制度」と呼ばれます。裁判所による判断のため、親族が後見人になるとは限りません。また、

後見人は、本人の財産を保護することを目的としているため、生前贈与などの相続税対策や積極的な資産運用をすることはできず、裁判所の許可が必要な行為も多くあります。

## 事前対策の方法

このような状況に陥らないために、親が、自分が、元気なうちに、次のような制度を利用して万が一に備えた対策をしておくことが非常に重要となります。

## (1) 任意後見制度

あらかじめ「任意後見人」となる人を自分で指名し、契約によって、自分の希望に沿った財産の適正な管理と活用を、さらには自分の希望した居住・生活環境の維持を託すことができる制度です。法定後見に比べ、自由度が高いのが特徴です。本人が判断能力を有したまま亡くなるなど、任意後見制度を使わない場合もあります。万が一のときには自分が信頼できる人に任せられるため安心な備えとなります。

(2) 家族信託（民事信託）  
家族信託とは、自分の財産の管理をする権限を家族

に与えておくことを言います。よくある事例としては、アパートを所有しているAさん（委託者）が、子であるBさん（受託者）に管理処分権限を与え（所有権が移転、家賃収入はAさん（受益者）が受け取るという方法です。委託者と受益者が同一人物である信託契約を「自益信託」といいます。通常、不動産の所有権が移転するときは、取得した方に贈与税や不動産取得税が課税されますが、自益信託の場合には、実質的な所有者は変わっていないのでこれらの税金は課税されません。また、信託では、社長が元気な時は社長の指示にしたがって受託者が行動するという「指図権」を設定することができ、元気な時は社長が経営し、健康状態を見計らい適切な時期に後継者に引き継ぐといった内容にすることも可能です。

両制度とも便利な制度ですが、組立て方を間違えてしまうと効力を発揮しない恐れもありますので、弁護士等の専門家に相談されることをおすすめします。



### 「インボイス」とは

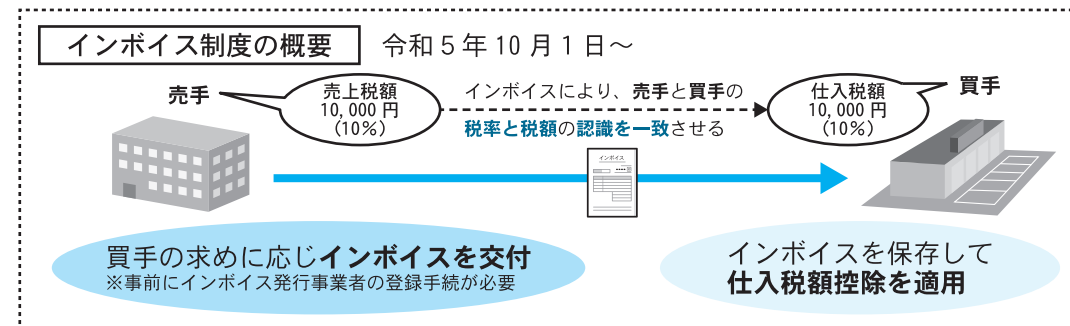
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



### インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。  
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中！

インボイス制度  
特設サイト



### 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問  
にお答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）

9：00～17：00（土日祝除く）

※個別相談は、所轄の税務署への  
事前予約をお願いします。

消費税

事業者の方へ

## 令和5年10月 インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、令和5年3月31日までに  
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。  
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください！

- ☑ e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



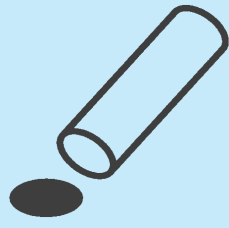
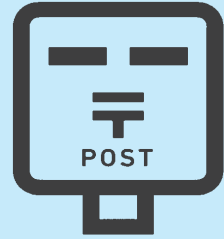
【群馬県からのお知らせ】



個人事業主のみなさん！ 自動車をお持ちのみなさん！

個人の事業税・自動車税(種別割)の納税は

口座振替で

お申込みは簡単！  
次の3ステップだけで完了します。申込はがきに  
必要事項を記入通帳届出印を  
押印申込はがきを  
郵送

※申込はがきは、行政県税事務所・自動車税事務所・市町村窓口・各金融機関窓口等にあります。

※1枚の申込はがきで、個人の事業税と自動車税(種別割)の口座振替の申込みができます。

《ご注意》軽自動車税(種別割)のお申込みは、各市町村窓口へお問い合わせください。

**申込期限 ※振替日は納期限となります**ご希望の納期から利用する場合、次の  
期限までにお申し込みください。

○個人の事業税

1期分(8月末)から …6月末日 **必着**2期分(11月末)から …9月末日 **必着**

○自動車税(種別割)

次の納税(5月末)から…2月末日 **必着****複数所有の車も一括振替します！**○一回の手続きで同一名義の自動車すべて  
を口座振替にできます。**自動車買換でも振替は継続します！**○所有者の住所・氏名に変更がなければ、  
自動車を買い換えても、そのまま口座振  
替が継続されます。**継続検査(車検)用又は構造等変更検査用の納税証明書・領収証書**

○自動車税(種別割)の納税証明書は、振替納税確認後、6月上旬にお送りします。

○自動車税(種別割)の口座振替は、領収証書に代えて、指定預金口座の通帳に印字されます。  
(個人の事業税は領収証書を発行します。)

《口座振替に関する詳しい内容・申込はがきの請求等は下記へご連絡ください》

前橋行政県税事務所(027-234-1800) 藤岡行政県税事務所(0274-22-1442) 太田行政県税事務所(0276-31-3261)

渋川行政県税事務所(0279-22-4050) 富岡行政県税事務所(0274-63-2245) 桐生行政県税事務所(0277-53-2113)

伊勢崎行政県税事務所(0270-24-4350) 吾妻行政県税事務所(0279-75-3300) 館林行政県税事務所(0276-72-4461)

高崎行政県税事務所(027-322-6297) 利根沼田行政県税事務所(0278-22-4336) 自動車税事務所(027-263-4343)

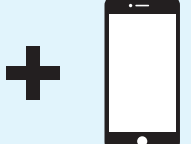
◎県内の各金融機関等でご利用いただけますが、詳細については、上記までお問い合わせください。

◎納税通知書(引き落とし連絡通知)到着後、自動車を譲った場合など、口座振替を中止したい  
場合には、取扱金融機関に申し出るにより一時中止することができます。令和4年分の確定申告は  
自宅からスマホで申告

税務署からのお知らせ

## スマホ申告のメリット

- シンプルな入力画面！
- 税額まで自動計算！
- どこからでも送信！  
申告会場・税務署に出向く必要なし
- 確定申告期間中は  
24時間いつでも利用可能！

マイナンバーカードとスマートフォン  
(マイナンバーカード読取対応)で申告  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

作成方法は

**動画でチェック！**

動画で見る確定申告

検索



## ～ 確定申告会場へ来場される場合～

## ○ 還付申告をされる方は、なるべく2月15日(水)までに申告をお済ませください！

- ・還付申告会場 高崎税務署(高崎市東町134番地12)
- ・開設期間 令和5年2月15日(水)まで(土、日及び祝日を除きます。)
- ・受付時間 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時からです。)

※令和5年2月16日(木)以降の申告相談は下記の「ビエント高崎」会場となりますが、相当な混雑が予想されます。

## ○ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

LINEを通じた入場整理券を優先して事前発行します(会場当日券の発行もあります)。  
なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。「国税庁LINE公式アカウント」は  
こちらから追加LINEのホーム画面で「国税庁」  
または「@kokuzei」と検索しても  
友だちに追加できます。

## 令和4年分 確定申告

確定申告書等作成コーナーは  
こちら作成動画は  
こちら入場整理券のオンライン事前発行は  
こちら

※画面は令和3年分確定申告のものです。

## ○ 令和4年分「確定申告会場」のご案内

- ・確定申告会場 ビエント高崎(高崎市間屋町2丁目7番地)
- ・開設期間 令和5年2月16日(木)から3月15日(水)まで(土、日及び祝日を除きます。)  
ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は開場します。
- ・受付時間 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時からです。)

※申告会場では、お持ちのスマートフォンや会場のパソコンをご自身で操作して申告書の作成をしていただきます。  
※以前に電子申告を利用されたことがある方は、「利用者識別番号及び暗証番号が分かる資料」をお持ちください。  
※医療費明細書や収支内訳書などは来場前に事前に作成しておいてください。

## ○ 確定申告や会場のお問合せ先 高崎税務署(高崎市東町134番地12 電話:027-322-4711)



# 表紙説明

## 令和4年度 杉本昌隆氏公開講演会

令和4年11月17日、高崎市総合福祉センターにて、税を考える週間協賛事業として、杉本昌隆氏による公開講演会を開催しました。

約80名の来場者を迎え、「師匠が語る。藤井聡太という才能」と題しご講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

### 【プロフィール】 将棋棋士

1968年愛知県名古屋生まれ。1980年11才で故・板谷進九段門下入り。1990年四段に昇段し、プロデビューを果たす。2006年に七段昇段。2008年にはNHK将棋講座の講師を務める。2019年には八段に昇段。本格派振り飛車党で、特に相振り飛車については棋界きっての研究者として知られている。トーナメントプロであると同時に執筆活動、テレビ出演、講演等もこなす。杉本昌隆将棋研究室を主宰し後進の育成にも力を注ぐ。門下に藤井聡太竜王、室田伊緒女流二段らがいる。（肩書は2022年9月現在）



## 法人会 消費税期限内納付

### 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第187号

令和5年1月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久  
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

## 新会員・部会員紹介

### 新会員・部会員紹介

| 新会員・部会員紹介                                                                           |  |                                                             |  |                                                       | ①法人名 | ②代表者・部会員名                                                     | ③所在地 | ④業種 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------|------|-----|
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 株原田建総<br>② 原 田 和 宏<br>③ 高崎市中居町<br>④ 土木業                                           |  | ① 株ジュン・ビジネスブレン<br>② 桂 川 淳<br>③ 高崎市和田多中町<br>④ コンサルタント業       |  | ① かなた行政書士法人<br>② 伊 藤 明<br>③ 高崎市矢中町<br>④ 行政書士業         |      | ① アアデル(株)<br>② 小 林 一 彦<br>③ 高崎市山名町<br>④ 建築設計事務所               |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 株はるなの山農園<br>② 遠 藤 直 行<br>③ 高崎市八幡原町<br>④ 指定農園                                      |  | ① 庄司機工(株)<br>② 庄 司 直 樹<br>③ 高崎市萩原町<br>④ 管工事業                |  | ① 株環境福祉サービス<br>② 本 郷 照 二<br>③ 高崎市倉賀野町<br>④ 廃棄物処理業     |      | ① 株 i FORCE<br>② 千 尚 二<br>③ 高崎市小八木町<br>④ 電気工事業他               |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 株ファースト<br>② 砂 孟 肇<br>③ 高崎市矢島町<br>④ 小売業                                            |  | ① 須永宏税理士事務所<br>② 須 永 宏<br>③ 高崎市倉賀野町<br>④ 税理士業               |  | ① 関東興業(株)<br>② 佐 藤 浩 二<br>③ 高崎市筑縄町<br>④ 総合建設業         |      | ① 新井会計事務所<br>② 新 井 祥 昭<br>③ 高崎市江木町<br>④ 税理士業                  |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 株フィールドホールディングス<br>② 田 代 雅 彦<br>③ 高崎山下小塙町<br>④ 不動産業                                |  | ① 第一生命保険株群馬支社 高崎中営業オフィス<br>② 佐々木 康 壮<br>③ 高崎市あら町<br>④ 生命保険業 |  | ① 株かんぽ生命保険 群馬支店<br>② 柳 安 治<br>③ 高崎市東町<br>④ 生命保険業      |      | ① I W A S H I T A 屋<br>② 清 水 もも子<br>③ 高崎市大八木町<br>④ アパレル       |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 株牧野<br>② 牧 野 英 輔<br>③ 高崎市末広町<br>④ 介護業                                             |  | ① 株ダイショウホーム<br>② 劔 持 政 幸<br>③ 高崎市倉賀野町<br>④ 建設業              |  | ① 木倉公認会計士事務所<br>② 木 倉 也寸人<br>③ 高崎市問屋町<br>④ 専門サービス業    |      | ① 浦嶋塗装<br>② 浦 嶋 光 広<br>③ 高崎市中尾町<br>④ 塗装業                      |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 松田正則税理士事務所<br>② 松 田 正 則<br>③ 高崎山下佐野町<br>④ 税理士業                                    |  | ① 株高崎イベントサービス<br>② ミツ泉 寛 規<br>③ 高崎市東町<br>④ 請負業              |  | ① 株ザイオン<br>② 千 容 植<br>③ 高崎市小八木町<br>④ 飲食業他             |      | ① 株A I プランニング<br>② 川 鍋 太 志<br>③ 高崎市矢中町<br>④ 不動産管理             |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 悠馬エンタープライズ(有)<br>② 今 井 亜希子<br>③ 富岡市富岡<br>④ 介護業                                    |  | ① 多胡和美税理士事務所<br>② 多 胡 和 美<br>③ 高崎市小八木町<br>④ 税理士業            |  | ① 株サンレミー<br>② 木 本 高 一郎<br>③ 高崎市飯塚町<br>④ ホテル業          |      | ① 株エコパートナー<br>② 関 口 朋 克<br>③ 高崎市飯塚町<br>④ 電気機械器具製造業            |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① (有)よしのや<br>② 木 本 貴 丸<br>③ 高崎市上並榎町<br>④ ホテル業                                       |  | ① 株司興業<br>② 関 一 雄<br>③ 高崎市石原町<br>④ 建設業                      |  | ① 株G K U<br>② 川 手 和 義<br>③ 高崎市中大類町<br>④ 不動産賃貸、太陽光発電   |      | ① 株エムワイ工業<br>② 中 島 雅 幸<br>③ 高崎市上小鳥町<br>④ 設備・管工事業              |      |     |
| 高崎                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① 株ワールドワイン<br>② 清 水 武 義<br>③ 高崎市上小塙町<br>④ 酒類販売                                      |  | ① 株トミタ<br>② 今 井 亜希子<br>③ 富岡市富岡<br>④ 介護業                     |  | ① G K Uホールディングス株<br>② 川 手 和 義<br>③ 高崎市中大類町<br>④ サービス業 |      | ① オールハウジング (同)<br>② 佐 藤 和 也<br>③ 藤岡市本動堂<br>④ 木造建築工事、建築リフォーム工事 |      |     |
| 安中                                                                                  |  | 高崎                                                          |  | 高崎                                                    |      | 高崎                                                            |      |     |
| ① (有)プロヘルプ<br>② 大 塚 晃<br>③ 安中市安中<br>④ 保険業                                           |  | ① (有)ニカワ外柵<br>② 仁 川 雅 彦<br>③ 高崎市北久保町<br>④ 建設業               |  | ① (学) 清水学園 三山幼稚園<br>② 田 邊 雅 之<br>③ 高崎市並榎町<br>④ 幼稚園    |      | ① 株金井興栄<br>② 金 井 弘<br>③ 高崎市上並榎町<br>④ 建設業                      |      |     |
| 会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。                                             |  |                                                             |  |                                                       |      |                                                               |      |     |
| 問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576 |  |                                                             |  |                                                       |      |                                                               |      |     |



令和 5年1月

No.187

# 法人だより

税を考える週間  
(令和4年11月11日～17日)

棋士たちの税金



## 令和4年度 杉本昌隆氏 公開講演会

表紙説明はP.26



# 迎春

本年も  
よろしく願いいたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渚地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

高崎法人会 下期研修会

## ウクライナ危機 その背景と国際的影響

講師  
慶應義塾大学 総合政策学部 教授



## 廣瀬陽子氏

### プロフィール

慶應義塾大学総合政策学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了・同博士課程単位取得退学。政策・メディア博士（慶應義塾大学）。2016年より現職。国家安全保障局顧問（2018～20）など、政府の委員等も数多く歴任。専門は国際政治、旧ソ連地域研究。著書に、『コーカサス 国際関係の十字路』（2008年、集英社新書）でアジア・太平洋賞特別賞受賞、『ハイブリッド戦争』（2021年、講談社新書）、『未承認国家と覇権なき世界』（2014年、NHKブックス）など多数。

日時 令和 5年2月24日(金)  
午後5時30分～午後7時  
※受付：午後4時30分～

場所 高崎市総合福祉センター  
2階 たまごホール  
高崎市末広町115-1

定員 120名

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

締切 2月10日(金) 必着  
※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

無 料

高崎税務署管内 税務協力団体  
一般社団法人 高崎法人会

### 申込み方法

#### 1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから  
チラシをダウンロードし  
FAXにてお申込み下さい。

高崎法人会  
〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所ビル 506 号  
TEL：027-363-4526 FAX：027-363-4576  
URL：http://www.takasaka-hojinkai.com/

#### 2. 一般の皆様

次の要領で記入した、  
**1名につき1枚の往復はがきで**  
お申込み下さい。  
(返信面が**入場整理券**となります)

- ① 往信オモテ：高崎法人会住所
- ② 返 信 ウラ：白紙のまま
- ③ 返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ④ 往 信 ウラ：聴講希望

①氏名、②住所、③電話番号、④FAX番号

|                |           |
|----------------|-----------|
| ①<br>法人会<br>住所 | ②<br>住所   |
| ③<br>申込者<br>住所 | ④<br>聴講希望 |